

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第37号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成26年4月20日 12時10分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市桃頭島灯台南方沖 桃頭島灯台から真方位151° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯34°02.1′ 東経136°16.7′）
事故等調査の経過	平成26年4月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八拓隆丸、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	ME2-5007（漁船登録番号）、梶賀大敷株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、桃頭島灯台南方沖を南東進中、主機の冷却水温度が上昇し、主機の冷却水膨張タンクの補助タンクから蒸気が噴き出した。</p> <p>船長は、平成26年4月20日12時10分ごろ、桃頭島灯台南方沖において、同補助タンクから蒸気が噴き出したことに気付き、左舷側の冷却海水船外排出口から冷却海水が排出されていないことを認め、主機を停止させたものの、本船が無線機を搭載しておらず、また、船長及び乗組員が、携帯電話を忘れていたため、救援を求めることができず、その場で本船を漂泊させた。</p> <p>本船の船舶所有会社の担当者は、出港後、約2時間経過しても本船が帰らないため、118番へ通報し、海上保安部の巡視艇が捜索に当たり、本船を発見して尾鷲市尾鷲港へえい航した。</p> <p>本船は、修理業者に点検を依頼した結果、冷却海水取入口に設置されている吸入こし器にゴミが詰まっていたものの、冷却海水の取入口にはゴミ等の付着はなく、冷却海水ポンプ及び主機に損傷がないことが分かった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 東北東、風力 3、視程 約3M</p> <p>海象：うねり 波向南東、波高約4m</p>
その他の事項	船長は、本インシデント後、航行中に冷却海水取入口にゴミ等（ビニール袋、ナイロン袋等）が付着して海水の吸入ができなくなったが、えい航中にゴミ等が外れたものと思った。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、桃頭島灯台南方沖を南東進中、吸入こし器にゴミが詰まったことから、冷却海水の供給が止まり、主機の冷却水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、桃頭島灯台南方沖を南東進中、吸入こし器にゴミが詰まったため、冷却海水の供給が止まり、主機の冷却水温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発航前の点検を確実に行うこと。 ・定期的に冷却海水取入口に設置されている吸入こし器の清掃を行うこと。 ・航海中、浮遊物等を吸い込むことを考慮し、適宜、船外排出口からの冷却海水の排出状況を見るなどして冷却海水の流れを確認すること。 ・非常時に備え、陸上との連絡手段を用意することが望ましい。